

「体験の機会の場」認定申請の手引

令和3年8月

～環境教育等による環境保全のための取組の促進に関する法律第20条の規定による
体験の機会の場の認定について～

平成23年6月の環境教育等による環境保全のための取組の促進に関する法律の成立・公布により、知事による体験の機会の場の認定制度が創設されました。（平成24年10月施行）
土地や建物の所有者等が提供する自然体験活動その他の体験活動の機会の場について、申請により知事が認定するものです。

(注) この手引における用語の定義は次のとおりです。

法： 環境教育等による環境保全のための取組の促進に関する法律

規則： 環境教育等による環境保全のための取組の促進に関する法律施行規則

要領： 千葉県体験の機会の場の認定に関する事務取扱要領

認定民間団体等： 認定を受けた個人、民間団体等

1 「体験の機会の場」の認定制度について【法第20条】

自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めるため、土地又は建物の所有者等が、土地又は建物を自然活動等の体験の場として提供する場合に、認定基準に適合していることを知事が認定する制度です。

2 申請者【法第20条第1項、第4項】

体験の機会の場の認定申請を行うことができるのは、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する方で、県民、事業者、民間団体が申請できます。

なお、次に該当する方は申請できません。

- (1) 法第20条の6第1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- (2) 法人その他の団体であって、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうちに(1)に該当する者があるもの

3 認定基準【法第20条第1項、規則第8条】

- (1) 基本方針（環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針。平成30年6月26日閣議決定。）に照らして適切なものであること
- (2) 千葉県環境学習等行動計画に照らして適切なものであること
- (3) 当該体験の機会のある場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が次の基準に適合するものであること

① 環境の保全に関する学習の機会の提供を行うこと

参加者が環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、地域の課題等を扱った環境教育や環境保全活動等のプログラムを実施し、参加者が自然体験や社会体験、生活体験等の実体験を通じた様々な経験をする機会を提供すること。

② 適切な計画が定められていること

事業に計画性があり、体験の機会のある場で行う事業が確実に実施される見込みがあること。

③ 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置が講じられていること

安全確保のための計画やマニュアル等の作成、当該事業のスタッフへの事前講習の実施などにより、安全管理体制が整備されていること、参加者に対して危険箇所の周知がなされていること等、安全対策が講じられていること。

④ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと

体験の機会のある場で行う事業の円滑な実施のために必要な場合等の正当な事由がある場合を除いて、国籍や信条、所属団体等を理由として、参加者の参加条件や参加者への対応について不当な差別を行う場合には、認定の対象から外すものであること。

⑤ 利益の分配その他の営利を主たる目的とするものでないこと

事業への参加費用等による事業収益を株主に配当する場合等においては、営利を主たる目的であると解され、認定の対象から外すものであること。

ただし、当該事業自体が営利を主たる目的とするものでない場合に認定対象とするものであり、当該事業の実施主体又は申請に係る土地又は建物の所有権等を有する者が、株式会社等の営利団体であることのみをもって認定対象から外れるものではない。

⑥ 認定の申請に係る体験の機会のある場で行う事業に1年以上従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること

- (4) 認定の申請に係る土地又は建物について、安全の確保その他の適切な管理が行われていること

土地又は建物に関して危険がある場合の危険回避のための措置のほか、定期的な清掃や、土地又は建物の付属設備に不具合が生じた場合の維持補修等について、計画があること。

4 認定の申請【法第 20 条第 3 項、規則第 9 条、要領第 2 条】

認定を受けようとする個人、民間団体等は、次の書類を知事へ提出してください。

(1) 提出書類 ※提出時には別添「申請者チェック表」を添付すること。

提出書類の種類	申請者		様式等
	個人	法人等	
体験の機会の場の認定申請書	◎	◎	規則様式第 7
住民票の写し	◎		(規則 9 条 2 項 1 号)
定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの		◎	(規則 9 条 2 項 2 号)
申請者が法 20 条第 4 項各号の規定に該当しないことを説明した書面	◎	◎	要領別紙 1
事業実績報告書（申請の日の属する事業年度の直前の事業年度）	◎	◎	要領別紙 2
申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書（参加費用及び参加定員に関する事項）	◎	◎	要領別紙 3
申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における収支予算書	◎	◎	要領別紙 4
安全の確保を図るための措置状況	◎	◎	要領別紙 5
安全確保のための計画、マニュアル	○	○	
危険箇所の図面及び表示内容がわかる写真	○	○	
消防法に基づく設備が把握できる図面	○	○	
警備会社との契約書の写し	○	○	
知識及び経験を有する者の確保状況及び業務の実施体制	◎	◎	要領別紙 6
土地・建物の位置を示す地図及び当該土地・建物の登記事項証明書又はこれに準ずるもの	◎	◎	(規則 9 条 2 項 9 号)
事業実施者の同意書	◎	◎	要領別紙 7
所有者等の同意書（申請者が事業実施者である場合）	◎	◎	要領別紙 8
所有者等との契約書等の写し	○	○	
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではない旨の誓約書	◎	◎	要領別紙 9

◎ 必須、 ○ 該当する場合に提出

(2) 提出先

申請書類の提出先は次のとおりです。

千葉県 環境生活部循環型社会推進課 環境保全活動推進班
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
TEL 043-223-2760 FAX 043-221-3970

※ 千葉市、船橋市及び柏市に所在する施設等については、各市が提出先となります。
また、2都県以上にまたがる施設等については、国（主務大臣）が提出先となります。

5 審査結果の通知【法第20条第6項、第7項、第20条の2第1項、要領第4条第1項】

審査の結果は、文書で通知します。

なお、認定する場合には、認定の日から起算して5年を超えない範囲内において、有効期間を定めて通知します。

6 変更及び廃止の届出【法第20条第8項、規則第10条、要領第3条】

(1) 認定民間団体等は、次の事項を変更したとき又は事業を行わなくなったときは、変更又は廃止後30日以内に(2)により知事へ届け出てください。

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- ② 体験の機会の場の名称及び所在地
- ③ 体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容
- ④ 体験の機会の場で行う事業の対象となる者の範囲
- ⑤ 体験の機会の場で行う事業のために、当該体験の機会の場を提供する期間

(2) 届出様式及び添付書類

<変更>

◇様式 規則第10条の規定による様式第8

◇添付書類 認定申請又は更新申請時に提出した書類（4(1)のうち、変更に係る部分が確認できるもの

<廃止>

◇様式 規則第10条の規定による様式第9

7 更新の申請【法第20条の2第2項、規則第11条、要領第4条第2項】

認定民間団体等が有効期間の更新を受けようとする場合は、期間満了日の30日前までに、次の申請書類を提出してください。

※届出様式及び添付書類

◇様式 規則第11条の規定による様式第10

◇添付書類 4(1)で添付した書類と同じ。

8 運営の状況の報告【法第 20 条の 4、規則第 12 条、要領第 5 条】

毎年、6 月末日までに前年度の運営状況報告書を提出してください。

◇様式 要領別紙 10

◇添付書類 事業報告書、収支決算書

その他、適正な実施を確保するために、必要な限度において知事が報告又は資料の提出を求める場合があります。(法第 20 条の 4 第 2 項)

9 事故報告【要領第 5 条第 3 項】

認定された事業の実施上、参加者等に事故があった場合には、直ちに知事へ報告してください。

《報告先》

千葉県 環境生活部循環型社会推進課 環境保全活動推進班 〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 - 1 TEL 043-223-2760 FAX 043-221-3970

10 認定の表示【法第 20 条の 3 第 2 項】

認定民間団体等は、認定を受けた土地又は建物が認定体験の機会の場合である旨の表示をすることができます。



11 認定の取消し【法第 20 条の 6 第 1 項】

次の事項に該当する場合は認定を取り消します。

- (1) 認定された体験の機会の場合で行う事業の内容等が、認定基準に掲げる要件に適合しなくなったとき
- (2) 認定民間団体等が、変更又は廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき
- (3) 認定民間団体等が、法第 20 条の 4 第 2 項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき
- (4) 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき

12 様式

用紙の大きさは、全て日本産業規格 A 4 としてください。

体験の機会の場の認定申請書

※整理番号	
-------	--

年 月 日

千葉県知事 様

氏名

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場の名称及び所在地	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場を提供する期間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

- 1 ※の欄には、記載しないこと。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 「体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲」については、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでない旨を説明すること。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

規則様式第8（第10条関係）

認定体験の機会の場合変更届出書

整理番号

年 月 日

千葉県知事

様

氏名

届出者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項各号に掲げる事項を変更したので、同条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

体験の機会の場の名称		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日		年 月 日
変更の理由		

備考

- 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 「体験の機会の場の名称」には、変更前の名称を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

規則様式第9（第10条関係）

認定体験の機会場の廃止届出書	
整理番号	
年 月 日	
千葉県知事	様
氏名	
届出者	
住所	
<p>認定体験の機会場を廃止したので、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。</p>	
体験の機会場の名称	
廃止の年月日	年 月 日
廃止の理由	

備考

- 届出者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

規則様式第10（第11条関係）

認定体験の機会の場合更新申請書

整理番号

年 月 日

千葉県知事 様

氏名

申請者

住所

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条の2第2項の規定により、次のとおり申請します。

体験の機会の場合の名称及び所在地	
体験の機会の場合で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容	
体験の機会の場合で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の対象となる者の範囲	
認定の申請に係る事業のために体験の機会の場合を提供する期間	年 月 日から 月 日まで

備考

- 申請者が法人その他の団体の場合にあつては、「氏名」については、法人その他の団体の名称及び代表者の氏名を記載し、「住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別添

申請者チェック表
(申請者チェック欄に○を付ける。)

申請者			
体験の機会の場の名称			
住所			
担当者名			
電話		FAX	
e-mail			

(ここに記載されている個人情報は、登録の前後において、体験の機会の場の認定事業に係る事務に関する連絡を行う際に利用するものです。)

施行規則	チェック番号	チェック項目	申請者 チェック欄	受付担当 チェック欄
9条 1項	1	申請書		
	2	※の欄(整理番号欄)への記入はないか。		
	3	A4用紙を使用しているか。		
	3	その他必要事項が記入されているか。		
9条 2項 1号	4	(個人の場合) 住民票の写し(発行日から6か月以内のもの。)		
9条 2項 2号	5	(法人その他の団体の場合) 株式会社、社団法人、NPO法人等については、定款及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。)		
	6	財団法人等については、寄附行為及び登記事項証明書(登記事項証明書については発行日から6か月以内のもの。)		
	7	その他団体については、団体規約等(団体名、団体の連絡先、代表者の氏名及び住所等、団体の目的、実施している事業、活動の内容、役員に関する事項等について記載されたもの。)		
9条 2項 3号	8	法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面(要領別紙1関係)		
9条 2項 4号	9	直前の事業年度の事業の実績を記載した書類(要領別紙2関係)		
	10	該当事業年度分の記載があるか。		
	11	事業の内容が記載されているか。		
	12	事業の参加者数が記載されているか。		
	13	事業が行われた場所、所要時間、実施回数が記載されているか。		

施行規則	チェック番号	チェック項目	申請者 チェック欄	受付担当 チェック欄	
9条 2項 5号 9条 2項 8号	14	事業計画書（要領別紙3関係）			
		申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。			
		事業の内容が記載されているか。			
	15	事業を行う場所、所要時間、実施回数、事業の対象者、参加定員数、参加費用が記入されているか。			
		16	収支予算書（要領別紙4関係）		
			申請の日の属する事業年度及び翌事業年度のものがあるか。		
	収入の項目及び額、支出の項目及び額が記載されているか。				
	17	(収入) > (支出) の場合の剰余金の使途について記載されているか。			
		18	参加者等の安全確保のための措置状況（要領別紙5関係）		
20			項目ごとにチェック、記載がされているか。		
	必要な添付書類はそろっているか。				
9条 2項 6号	21	知識及び経験について説明した書面（要領別紙6関係）			
		体験の機会のある場で行う事業に従事する者の氏名、役割、知識及び経験に関する説明が記載されているか。			
9条 2項 7号	22	申請に係る土地又は建物の位置を示す地図は添付されているか。			
		登記事項証明書（発行日から6か月以内のもの。当該土地若しくは建物の所有者でない場合は、当該土地若しくは建物に係る賃貸借契約書など、所有者との契約関係を証明する書類の写し。）			
9条 2項 9号	23	(申請者が所有者等であり、当該権利者以外の者が事業を行う場合)			
		事業実施者の同意書（要領別紙7関係）			
9条 2項 10号	24	(申請者が使用及び収益を目的とする権利を有する者である場合)			
		所有者等の同意書（要領別紙8関係）			
	25	暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではない旨の誓約書（要領別紙9関係）			
	26				
	27				